

# (概要版) 佐野市市民活動推進計画(第5期)(案)(令和8年度～令和11年度)

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

人口減少や少子高齢化による人口構造の変化、価値観の多様化やライフスタイルの変化によるコミュニティの希薄化等、市民、市民活動団体等を取り巻く情勢の大きな変化と新たなニーズに対応するため、また、第2次佐野市総合計画基本構想・後期基本計画や、佐野市市民活動推進条例の基本理念、SDGsの推進を踏まえ「佐野市市民活動推進計画(第5期)」を策定する。

### 2 計画の位置付け

本計画は、協働による自治の推進の必要性を定めた佐野市自治基本条例を踏まえ、佐野市市民活動推進条例や佐野市災害ボランティア活動推進条例に基づき、市民活動の推進に関する施策を総合的に策定し実施するための目標や取組をまとめた。また、上位計画である第2次佐野市総合計画基本構想・後期基本計画の部門計画として位置付けられる。

### 3 計画期間

令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までの4年間

## 第2章 市民活動・市民協働の理念

### 市民活動・市民協働の理念

佐野市市民活動推進条例（抜粋）

（基本理念）

第3条 市民、市民活動団体、事業者及び市は、相互に理解を深め、対等な立場で協働することにより市民活動を推進するものとする。

2 市民活動の推進に当たっては、市民活動の自主性及び自立性が尊重されなければならない。

## 第3章 市民活動の現状と課題

将来を担う若い世代への啓発や人材の育成、外国人市民（※）を含めた市民の誰もが参画できるための場の提供、町会活動等の担い手確保について更なる推進が必要である。

- ・市民活動の新たな担い手となる若い世代への啓発強化
- ・外国人市民を含めた市民の誰もが市民活動に参加できる機会の提供
- ・町会活動等の負担軽減策としてデジタル技術を活用した町会運営の支援

（※）市内に居住・勤務・在学している外国人

## 第4章 市民活動を推進するための取組

### 計画の体系

#### 【基本理念】 市民参加による自立したまちづくり

基本目標	推進施策	推進事業
1 市民参画・協働の理解促進	1. 協働の基本的な考え方の理解促進	①市民活動情報の収集・提供 ②市民への周知・啓発 ③若い世代への啓発強化 ④市職員の理解促進
	2. 市民参画のための場の提供	①外国人市民を含めた誰もが市民活動に参加できる機会の提供 ②誰もが市政に参画できる機会の提供
	3. 災害ボランティア活動の推進	①市民への周知・啓発 ②災害ボランティア活動の推進に向けた場の提供
2 市民活動団体への支援	1. 市民活動団体の育成と支援	①市民活動参画支援事業等の推進 ②市民活動補償制度の運用
	2. 市民活動を担う人材の育成	①協働の担い手の育成 ②相談業務の充実
	3. 市民活動センターの充実	①情報の収集・提供及び広報支援 ②情報交換・学習会の実施 ③相談業務の充実 ④市民活動センターの利用促進 ⑤コーディネート機能の向上
3 多様な主体との連携強化	1. 事業者等との協働の推進	①協働事業の推進 ②市民活動団体・事業者との協働 ③高校・大学等との連携
4 地域活動の充実	1. 町会支援	①情報の提供 ②地域と地域担当職員との連携強化 ③町会活動の拠点整備支援 ④デジタル技術活用の町会運営支援

## 施策の展開

### 基本目標1 市民参画・協働の理解促進

#### 推進施策1 協働の基本的な考え方の理解促進

- ①市民活動情報の収集・提供 ②市民への周知・啓発 ③若い世代への啓発強化  
④市職員の理解促進

#### 取組内容

- ・「広報さの」や市民活動情報紙を通じた市民活動に関する情報提供や活動事例の紹介
- ・市民活動への自主的、主体的参加を促すための講演会や講座の実施
- ・市民活動の新たな担い手となる若い世代に対する啓発強化

#### 推進施策2 市民参画のための場の提供

- ①外国人市民を含めた誰もが市民活動に参加できる機会の提供
- ②誰もが市政に参画できる機会の提供

#### 取組内容

- ・市民が新たに市民活動に参加する機会や交流を図る場の提供
- ・外国人市民に対して市民活動に参加しやすい状況づくり
- ・各審議会等において、こども・若者・女性の意見聴取や登用の促進を図る

#### 推進施策3 災害ボランティア活動の推進

- ①市民への周知・啓発 ②災害ボランティア活動の推進に向けた場の提供

#### 取組内容

- ・「佐野市災害ボランティア活動推進条例」の理解促進

### 基本目標2 市民活動団体への支援

#### 推進施策1 市民活動団体の育成と支援

- ①市民活動参画支援事業等の推進 ②市民活動補償制度の運用

#### 取組内容

- ・住み良いまちづくりに貢献する事業に対する補助金の交付
- ・市民活動補償制度の周知・運用

#### 推進施策2 市民活動を担う人材の育成

- ①協働の担い手の育成 ②相談業務の充実

#### 取組内容

- ・協働の新たな担い手の発掘、活動実践者を登用した事業の実施

#### 推進施策3 市民活動センターの充実

- ①情報の収集・提供及び広報支援 ②情報交換・学習会の実施 ③相談業務の充実  
④市民活動センターの利用促進 ⑤コーディネート機能の向上

#### 取組内容

- ・市民活動センターにおけるコーディネート機能の向上

### 基本目標3 多様な主体との連携強化

#### 推進施策Ⅰ 事業者等との協働の推進

- ①協働事業の推進 ②市民活動団体・事業者との協働 ③高校・大学等との連携

##### 取組内容

- ・市民活動団体と事業者間の交流会を開催
- ・高校、大学等の専門的知識や学生の視点での取組を生かした連携事業の推進

### 基本目標4 地域活動の充実

#### 推進施策Ⅰ 町会支援

- ①情報の提供 ②地域と地域担当職員との連携強化 ③町会活動の拠点整備支援

##### ④デジタル技術活用の町会運営支援

##### 取組内容

- ・町内連絡網の構築や生成AIなどデジタル技術を活用した町会運営支援

## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 計画の推進体制

市民活動推進委員会（市長の附属機関）

市民活動推進本部（関係部長）・幹事会（関係課長）

市民協働推進員（課長等の職にある職員）

### 2 計画の進行管理等

(1) 各課等において、協働に関する事業の調査及び検証を行う

(2) 市民活動推進委員会は、事業の取組状況を調査審議し、事業実施における助言を行う

(3) 市民活動推進本部は、市民活動の推進における全庁的な評価、改善に向けた取組を行う

### 佐野市市民活動推進計画(第5期)【概要版】 令和8(2026)年3月

発行 佐野市

編集 佐野市市民生活部市民生活課

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

T E L 0283-20-3014

F A X 0283-20-3046

E-mail shiminseikatu@city.sano.lg.jp

U R L <https://www.city.sano.lg.jp>